訴　　　　状

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年０４月２０日

東京地方裁判所民事部　御中

　　　　　　　　原告　　　　　　　　　　　　　　　　　孫　　樹斌　印

　　〒１３６－００７３　東京都江東区北砂５丁目２０番１０―６０９（送達場所）

電　話　０８０－４６５８－１５１８

　　 原　　　　　　　　告　　　孫　　樹斌（そん　じゅひん）

　　〒１００－８９７７　東京都千代田区霞ヶ関１丁目１番１号

　　　　　　　　被　　　　　　　　告　　日本国

上記代表者法務大臣　　　古川　禎久（ふるかわ よしひさ）

　　〒１６３－８００１　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号

　　　　　　　　被　　　　　　　　告　　東京都

　　　　　　　　上記代表者東京都知事　　小池　百合子（こいけ ゆりこ）

　　〒１３５－８３８３　東京都江東区東陽町４丁目１１番２８号

　　　　　　　　被　　　　　　　　告　　東京都江東区

　　　　　　　　上記代表者江東区長　　　山崎　孝明（やまざき　たかあき）

公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件

賠償請求の金額　　（算定不能）

# 略称表記

**略称**は　本文に　全て太い字で　記述すること。

## 日本国の法律

**憲法** 日本国憲法（昭和二十一年憲法）

**刑法** 刑法（明治四十年法律第四十五号）

**刑訴法** 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

**刑事補償法** 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）

**民法** 民法（明治二十九年法律第八十九号）

**民訴法** 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

**個人情報保護法** 情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

**入管法** 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

**国税徴収法** 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）

**国税通則法** 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

**地方税法** 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

**裁判所法** 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

**裁弾法** 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）

**弁護士法** 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

**公務員法** 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

**公務員論理法** 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）

**警察法**　 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）

**警察職務法**　 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）

**行審法**　 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）

**行訴法** 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

**国賠法** 国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）

**労契法** 労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）

**労審法** 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）

**労基法** 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

**職業安定法** 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

**派遣法** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

**公益通報法** 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）

**生活保護法** 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

**自転車駐車法** 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）

## 省令、条例（規則）

**公務員論理規則** 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）

**警察論理規則** 警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第一号）

犯罪捜査規範 犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）

**法務省通報規則** 法務省公益通報等対応規則

**人権侵犯調査規程** 人権侵犯事件調査処理規程（平成１６年法務省訓令第２号）

**人権侵犯調査細則** 人権侵犯事件調査処理細則（平成１６年３月２６日付け法務省権調第２００号人権擁護局長通達）

**人権相談規程** 人権相談取扱規程（昭和５９年８月３１日法務省訓令第３号）

**江東区自転車条例**　 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例

## 参考文献

**斎藤・行訴実務** 斎藤　浩『行政訴訟の実務と理論』[第2版]（三省堂、2019年）

**野村・行訴入門** 野村　創『事例に学ぶ行政事件訴訟入門』[第2版]（民事法研究会、2021年）

**東弁・権利濫用** 東京弁護士会　二一会研究部『裁判例の要点からつかむ「権利濫用」の主張立証』 （第一法規、2021年）

**前田・刑法２５０** 前田　雅英『最新重要判例２５０　刑法第１２版』（弘文堂、２０２０年）

**東弁・外国人相談** 第一東京弁護士会人権擁護委員会国際人権部会『外国人法律相談Q＆A』[第四次改訂版]（ぎょうせい　2019年）

**後藤・人権救済** 後藤　光男『人権保障と行政救済法』（成文堂、2010年）

**小川・日本停滞** 小川　一夫『日本経済の長期停滞』（日本経済新聞出版、2020年）

**石見・日本衰退** 石見　徹『日本経済衰退の構図』（東京大学出版会、2021年）

**小林・コロナ経済学** 小林慶一郎『コロナ危機の経済学提言と分析』（日本経済新聞出版、2020年）

**ジェイ・企業戦略** ジェイB.バーニー『企業戦略論』（ダイヤモンド社、2021年）

**ヤン・真実瞬間**　 ヤン・カールソン『真実の瞬間』（ダイヤモンド社、1991年）

## その他

### ウエブサイト

人事院ホームページ https://www.jinji.go.jp/

法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/

裁判所ホームページ https://www.courts.go.jp/

警察庁ホームページ https://www.npa.go.jp/

江東区ホームページ https://www.city.koto.lg.jp

日本弁護士連合会 https://www.nichibenren.or.jp/

e-Gov法令検索 https://elaws.e-gov.go.jp/

### 事件資料公開サイト

事件公開サイト（録音ダウンロード可能）

https://human-rights-and-constitution.github.io/

被告のツイッター https://twitter.com/sunshubin\_japan

# 請求の趣旨

## 主位の請求（処分の取消）

### 日本国

#### 国税庁江東東税務署

ア　日本国は　納税猶予許可済みの国税の差押・充当など決定を取消する。

イ　日本国は　その国家公務員らをして、原告が受ける職権濫用に対する慰謝料は金１００万円を支払え。

### 東京都

#### 深川警察署

　ア　東京都は　その警察官らをして、原告が受ける誤認逮捕、暴行、精神的損害に対する慰謝料は金２０００万円を支払え。

　イ　深川警察署は　事件取調べ・書類送検及び関連資料の写しと誤認逮捕、暴行、精神的損害の謝罪書を原告と中華人民共和国駐日本大使館領事部に提出する。

ウ　深川警察署は　原告の個人情報を削除すること。

#### 四谷警察署

　ア　東京都は　その警察官らをして、原告が受ける11時間の取調べ、及び精神的損害に対する慰謝料は金１００万円を支払え。

　イ　四谷警察署は　事件取調べ及び関連資料の写しと「任意捜査として許容される限度を超えている」の謝罪書を原告と中華人民共和国駐日本大使館領事部に提出する。

ウ　深川警察署は　原告の個人情報を削除する。

　　（３）高輪警察署

ア　東京都は　2016年ネクサステクノロジー株式会社虚偽告訴事件について　その警察官らをして、原告が受ける取調べ、警察官不作為後の事件拡大の社会の名誉毀損、及び精神的損害に対する慰謝料は1千万円を支払え。

イ　高輪警察署は　事件取調べ及び関連資料の写しと不作為行為の謝罪書を原告と中華人民共和国駐日本大使館領事部に提出する。

ウ　高輪警察署は　原告の個人情報を削除する。

#### 総務局総務部法務課

　　　ア　（検討中）~~行政審査の却下を取消する~~。

イ　（検討中）

### 江東区

#### 区民部納税課

　ア　江東区は　納税課の地方税金差押・充当など決定を取消すること

イ　江東区は　その公務員らをして、原告が受ける虚偽告訴・警察暴行の精神的損害に対する慰謝料は金２０００万円を支払え。

#### 土木部交通対策課

ア　江東区は　原告の自転車（或いは自転車代金17230円）を返還する。

イ　江東区は　その自転車撤去事業の合法性を再検討して、原告が受ける生活費用の増加、毎週２時間の無駄に対する慰謝料は金３０万円を支払え。

### 本件の訴訟費用は被告たちの負担とする。

## 予備の請求（公務員不作為の違法確認）

### 日本国

#### 人事院

ア　日本国は　原告の通報事件、その国家公務員の不作為を調査して、刑法に抵触する公務員は　書類送検で告発する。

　イ　日本国は　その国家公務員らをして、原告が受ける精神的損害に対する慰謝料は令和４年３月から毎月末日限りそれぞれ金５０万円を支払え。（例：令和４年８月月末まで計３００万円）

#### 法務省大臣官房

ア　日本国は　原告の通報事件、その国家公務員の不作為を調査して、刑法に抵触する公務員は　書類送検で告発する。

　　　イ　日本国は　その国家公務員らをして、原告が受ける精神的損害に対する慰謝料は令和４年３月から毎月末日限りそれぞれ金５０万円を支払え。（例：令和４年８月月末まで計３００万円）

#### 法務省東京法務局人権擁護部

ア　日本国は　原告の通報事件、その数名の国家公務員の不作為を調査して、刑法に抵触する公務員は　書類送検で告発する。

　　　イ　日本国は　その国家公務員らをして、原告が受ける精神的損害に対する慰謝料は令和４年３月から毎月末日限りそれぞれ金１００万円を支払え。（例：令和４年８月月末まで計６００万円）

#### 東京労働局

　　　ア　日本国は　原告の2016年6月の通報事件について　上野労働基準監督署の取調べ資料を再度　検察して　会社の違法行為を処分して　書類送検で告発する。

### 東京都

#### 警視庁

ア　警視庁は　原告の通報事件について、江東区長の公務員職権濫用を調査して、書類送検で告発する。

### 江東区

#### 総務課

ア　江東区は　原告の通報事件について、江東区総務課の相談公務員の事件不受理理由を調査して、書類送検で告発する。

イ　江東区は　その不作為公務員らをして、　原告が受ける精神的損害に対する慰謝料は令和３年１２月から毎月末日限りそれぞれ金２０万円を支払え。（令和４年８月月末まで計１８０万円）

### 本件の訴訟費用は被告たちの負担とする。

## 仮執行宣言

との判決を求める。

# 請求の原因

## 事件経緯（事件１）

### 地方税金差押・充当

江東区納税課は、令和３年10月28日、事前調査なし、事前催告連絡なし、原告の三菱UFJ銀行口座を差押え、原告のクレジットカード返済は失敗になった。

【甲３の１】

### 虚偽告訴・人権侵犯

２０２１年１２月１６日（木）、原告は　江東区区役所5階の納税課へ　個人の三菱UFJ銀行口座の差押えの件について　相談したが　納税課の公務員の【**国税徴収法**】と【**個人情報保護法**】の違反の事実を発見した。

原告は　複数銀行口座がある、２０２１年１０月の時、この中で２０万円以上預金の口座もある。給料専用の三菱UFJ銀行口座に残る金額は4万円だけだ。江東区納税課の差押調査は原告の個人情報を不正な取得した。２０２１年１２月１６日相談の時　銀行へ税務調査依頼の記録を提出しない、当日面談の時　「差押調査がない」を口頭承認した。

**【**江東区役所監視カメラあり**】【**録音あり**】**

２０２１年１２月１７日（金）、原告は　江東区区役所5階の納税課へ　納税課の違法事実を告訴したが　A公務員は　公然　無事実に　「あなたは　私を2回殴りました」を話しました。原告は　すぐ大きい声で反駁した。当時　課長青山陽一は　B公務員へ行って「今回　気を付けて！」を話した。

**【**江東区役所監視カメラあり**】【**録音あり**】**

２０２１年１２月２０日（月）、原告は　江東区区役所へ　行って　区長に　告訴状を提出する。2階22番広報広聴課に確認し、4階の5番窓口の二人公務員と2時間30分ほど相談した。その時　5階の納税課課長青山陽一と納税課の三名公務員は　ずっと　４階の私たちのそばに　立って　何の公務をやりません。結局、告訴状は受理しません。

【甲４の１】

原告はあと　4階1番の人権推進課公務員と30分ほど相談したら、区長室の場所を確認して　区長室へ行った。けれども　4名の公務員は　通路で邪魔したが　原告は個人携帯で　110番へ通報した。B公務員は、令和３年12月17日の事前プランにより、１１０番警察官に【**刑法第百七十二条（虚偽告訴）**】をやった。警察官は　なにも確認しなくて　【**刑事訴訟法第二百十二条（現行犯人）**】の四つ要件は全て満たされていない場合、原告を現行犯として逮捕されました。

【甲４の２】【甲４の３】【甲４の４】

### 警察の“絞め技”暴行

絞め技（しめわざ）とは、格闘技で、人間の首を絞めて相手を屈伏、失神させる技である。窒息死させる技のこと。頚動脈洞を圧迫されて失神した者は絞めるのを止めるとすぐに脳への血流が再開するため問題はないが、気管を圧迫されて失神した者は放置しておくと危険なため、直ぐに蘇生のため応急処置が必要である。

２０２０年５月２５日アメリカの黒人男性が白人警官にひざで首を組み敷かれた末に死亡する事件があり。

原告も２０２１年１２月２０日に2回を経験した。幸せ、死亡しない。

第1回、江東区役所4階エレベーター前のロビーに巡査部長は　納税課職員の虚偽告訴を受けったら　原告に「荷物を捜査します。」を話した。この時4階のロビーに10名以上の警察官がいる。原告は　「2台のビデオ監視カメラの録画を調査してください。」を答えた。突然、ある警察官は原告の後ろから　首を絞められて数名の警察官は　原告のかばんと携帯などを奪われた。東京地方検察庁は当日深川警察署警察官の暴行録画を確保しました。

**【**江東区役所監視カメラあり**】【**録音あり**】**

**【**刑法第百九十五条（特別公務員暴行陵虐）**】**

第２回、現行犯逮捕の取調べを終わったら　深川警察署の留置室に　原告は　３D写真を拒絶した。けれども4名男性警察官の暴行を受けった。再び　原告の後ろから　首を絞められた。

【刑法第百九十五条（特別公務員暴行陵虐）】

### 書類送検

逮捕したら　さらに2日留置し、7日勾留になった。２０２１年１２月２７日　検察官と　一緒に２０２１年１２月２０日の区長室側のビデオ監視カメラの録画を確認した。やっぱり【**刑法第百七十二条（虚偽告訴）**】です。【**刑事訴訟法第二百十二条（現行犯人）**】四つ要件はいずれも満足しない。【刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）】と　まったく関係ないだった。納税課の公務員たちは　わざわざ　事前プランを用意して　納税課のグループ違法の事実を隠すために【**刑法第百七十二条（虚偽告訴）**】をやった。

**【**江東区役所監視カメラあり**】**

**【**録音2021/12/16、2021/12/17、2022/12/20**】**

２０２２年０１月０６日（木）、江東区役所納税課は国税徴収法と地方税法を違反して、差押換価資料を郵送した。

【甲３の５】

### 江東区長の職権濫用・人権侵犯

２０２２年０１月１３日（木）、江東区役所納税課へ1時間ぐらい　自首を勧告して、残念ですが　まだ　反省しない。当日に　江東区長への請願・陳情メールを第１回送信した。

【録音あり】【甲３の６】

２０２２年０１月１７日（月）、深川警察署へ　江東区役所公務員の【**刑法第百七十二条（虚偽告訴）**】の刑事告訴状を提出し、事件の担当警察官がいない理由で受理できない。

【甲４の５】

２０２２年０１月１８日（火）、深川警察署の事件の担当警察官は　電話で返信した。なにも事件詳細を説明しない、「検察官へ確認してください。」を話した。

【録音あり】

２０２２年０１月２５日（火）、江東区役所納税課から　返信をもらった。

【甲３の７】

２０２２年０２月０１日（火）、三菱UFJ銀行から　クレジットカード利用可能枠変更通知はがきをもらった。

【甲１の２】

２０２２年０２月１４日（月）、江東区長への請願・陳情メールを第２回送信した。

【甲３の８】

２０２２年０２月２４日（木）、江東区役所納税課から　返信をもらった。

【甲３の９】

２０２２年０２月２８日（月）、江東区都民税滞納処分警告書をもらった。

【甲３の１２】

２０２２年０３月０３日（木）、江東区長への請願・陳情メールを第３回送信した。

【甲３の１０】

２０２２年０３月１０日（木）、江東区役所納税課から　返信をもらった。

【甲３の１１】

### 日本の人権擁護

２０２２年０２月１６日（水）、法務省人権擁護局ホームページで人権侵犯被害申告（江東区長）を送信した。

【甲５の１】

２０２２年０２月２４日（木）、法務省東京法務局人権擁護部第二課から　返信をもらった。

【甲５の２】

翌日、２０２２年０２月２５日（金）、法務省東京法務局へ人権擁護部第二課と相談して　事件経緯を説明した。

【録音あり】

２０２２年０３月０８日（火）、法務省人権擁護局ホームページで人権侵犯被害申告（深川警察署長）を送信した。

【甲５の３】

２０２２年０３月０９日（水）、法務省東京法務局へ　人権擁護部第二課長、他2名国家公務員と　第2回　相談した。当日　結論なし。

【録音あり】

２０２２年０３月１０日（木）、法務省東京法務局へ　人権擁護部第二課長、他2名国家公務員と　第３回　相談した。当日　受理できない。さらに　１１０番へ通報して　【**刑法第百九十三条（公務員職権濫用）**】で　違法者を保護するために　四谷警察署の警察官に【**刑法第百七十二条（虚偽告訴）**】をやった。

【録音あり】

### 日本の公益通報

２０２２年０３月０８日（火）、法務省大臣官房　公益通報 通報・相談窓口へ　外部通報の通報書（江東区長、深川警察署長）をメールで送信した。

【甲６の１】【甲６の２】

２０２２年０３月１０日（木）、法務省大臣官房　公益通報 通報・相談窓口へ　内部通報（法務省東京法務局人権擁護部第二課）のメールで送信した。

【甲６の５】

２０２２年０３月１１日（金）、法務省大臣官房人事課長から　返信した。結論は　すべて　不受理だ。

【甲６の３】【甲６の４】

２０２２年０３月１８日（金）、法務省大臣官房　公益通報 通報・相談窓口へ　法務省大臣官房人事課長の【**刑法第百九十三条（公務員職権濫用）**】で　違法者を保護する事実を通報した。

【甲６の６】

### 人事院国家公務員論理審査会事務局

２０２２年０３月２２日（火）、人事院公務員論理ホットラインへ　法務省大臣官房人事課長、法務省東京法務局人権擁護部第二課長など数名国家公務員の不作為・公務員職権濫用を通報した。

【甲７の１】

２０２２年０３月２３日（水）、人事院国家公務員論理審査会事務局長から返信した。結論は　不受理だった。

【甲７の１】

### 東京都行政審査

２０２２年０２月２４日（木）、東京都総務局総務部に審査請求書（江東区税金差押・充当事件）を提出した。

【甲８の１】

２０２２年０３月２５日（金）、東京都総務局総務部法務課から　返信した。結果は　却下だ。

【甲８の２】

　　（検討中）

## 江東区役所の税金差押・充当事件（事件１：基本事件）

### 地方税差押・充当の合法性

#### なぜ　納税猶予を手続きできない？

２０２１年５月２５日　江東区納税課と相談する時　被告の主張は　まず　納税猶予を申込し、半年以上の生活費を確保したら　全額納税する。毎月5万円ずつ納付は合意しない。

【甲３の３】【甲３の７】

#### なぜ　被告の銀行口座をどのルートから　不正取得したか？

【個人情報保護法第十六条（利用目的による制限）】により　個人情報の取得は　通常　個人の同意が必要である。

【個人情報保護法第十七条（適正な取得）】により　個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

【個人情報保護法第十八条（取得に際しての利用目的の通知等）】により　個人情報を取得した場合は、速やかに、その利用目的を、本人に通知する。

被告は　積極的な　確定申告を提出した、個人経済状況により　納税猶予手続きを相談した。いままで　江東区公務員は　被告の銀行口座など個人情報提出・取得の通知を確認しない。

実際　安定の就職の場合　国税・都民税の金額は　給料より　少ないだと思う。

下記の資料により　江東区役所の【個人情報保護法】の違反行為は　もう数年になった。

（資料：https://pipitlinq.jp/cases/detail/611）により抜粋

江東区区民部 納税課長の青山陽一 氏は

「ここ数年で徴収率が高止まりになってきましたので、そこをさらに改善するために財産調査に着目しました。ところが、預貯金調査で約10万件、生命保険契約調査で 7万8千件の膨大な調査をほぼ手作業で郵送によって行なっており、これがかなり業務を圧迫しているのです」

「ここ5年で区の外国人は1.6倍に増えました。実は、外国人の推計滞納割合は日本人1.4%に対して6.6%と高くなっています。区民税の通知は、前年の1月から12月まで働いた分が翌年の6月に行われます。短期滞在の外国人の方は、納税通知を受け取ったあとすぐに本国に帰国してしまって、結果徴収できないケースが増えているからです。また、勤務先が短期間で頻繁に変わる方も多く、状況を把握しにくいこともあります」

江東区 区民部 納税課 徴収第二係 主事 木下裕介 氏 は

「処理する日や金融機関によっては、2営業日くらいで返答が来ます。現在は電子照会の担当は1名で、だいたい1週間で返答が来るスパンで運用しています。2020年上期の預貯金照会の実績は郵送が48,000件に対して電子が約2,200件と、

10%に満たないため運用 負荷の増減は感じていませんが、圧倒的に回答が速いので対応の金融機関が増えて欲しいと感じています。実際、照会に数カ月経過していたら帰国されて徴収できなかったであろう、外国人の方の徴収もできて、効果を実感しています」

#### 換価の猶予

２０２１年１０月、被告の使用できる現金などは　まとめて　３０万円ぐらいです。毎月生活費などは　まとめて15万円以上だ。

【**国税徴収法第百五十一条（換価の猶予の要件等）**】により　その財産の換価を直ちにすることにより滞納者の生活の維持を支障できない。

【録音2021/12/16】【甲３の４】

#### 給与の差押禁止

【国税徴収法第七十六条（給与の差押禁止）】四により滞納者の差押できる金額が　ない。

【録音2021/12/16】**【**甲３の４**】**

#### 滞納処分の停止

【国税徴収法第百五十三条（滞納処分の停止の要件等）】第一項第二号により滞納処分の執行等をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき滞納処分の執行を停止することができる。

### 江東区総務課の行政審査

２０２１年１２月２０日午後　江東区総務課職員と　3時間半の対面面談で　まだ　行政審査を受けません。

**【**江東区役所監視カメラあり**】【**録音2021/12/20**】**

### 公務員の虚偽告訴

江東区役所通路に数台監視カメラを設置している。

２０２１年１２月２０日、被告は　110番へ通報したが、けれども、深川警察署巡査部長など警察官は　被告となにも確認しなかった。

けれども　公務員の無事実の【**刑法第百七十二条（虚偽告訴等）**】を受けった。4階フロントで　被告に絞め技を暴行した。被告は　大きい声で　人権侵犯を叫んだが　たいへん　残念！

**【**江東区役所監視カメラあり**】【**録音2021/12/20**】**

### 区長の職権濫用

（１）差押取消の請求

２０２２年1月から　２０２２年３月まで　3回区長メールで　江東区長へ　区役所公務員の違法行為を報告した。

毎回は　江東区役所の２階２２番広報広聴課へ行って　職員と　送信済みメールを確認し、関連資料を提出した。更に　「必ず　このメールと資料を　区長に渡ってください」を話した。

結論：江東区役所事件の責任者は　普通の公務員ではなくて　江東区区長だ。

【甲３の６】【甲３の７】

【甲３の８】【甲３の９】

【甲３の１０】【甲３の１１】

### 判例（権利濫用）

【東弁・権利濫用】P２７６、行政処分庁が　租税の滞納を理由として　滞納者の児童手当が入金される銀行口座を差し押さえた行為が権利濫用であるとされた事例

## 東京都深川警察署の誤認逮捕（事件１：関連事件）

### 現行犯人というのは？

【刑訴法第二百十二条】の定義：現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を現行犯人とする。

２０２１年１２月２０日、江東区役所で　被告は　違法行為がぜんぜんないだった。

**【**江東区役所監視カメラあり**】【**録音2021/12/20**】**

現行犯人の四つ要件：

一　犯人として追呼されているとき。

警察官が来た時、原告は　現場にたっている。だれか　追呼されていることがない。

二　贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

何もない。

三　身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

何もない。

四　誰何されて逃走しようとするとき。

警察官が来た時、原告は　現場にたっている。

現行犯人の条件はいずれか不満足になれば　なぜ　現行犯として　逮捕された。

警察官の真実な動機は　何ですか？

【甲４の２】

### 警察官の暴行行為の違法性

【憲法第十一条】、【憲法第十三条】、【憲法第十四条】、【憲法第三十一条】、【憲法第三十四条】、【憲法第三十六条】、【**刑法第百九十四条（特別公務員職権濫用）**】、【**第百九十五条（特別公務員暴行陵虐）**】【警察法第三条（服務の宣誓の内容）】、【警察法第六十五条（現行犯人に関する職権行使）】、【犯罪捜査規範第三条（法令等の厳守）】、【犯罪捜査規範第四条（合理捜査）】、【犯罪捜査規範第六十三条（告訴、告発および自首の受理）】、【犯罪捜査規範第百十八条（逮捕権運用の慎重適正）】、【犯罪捜査規範第百二十六条（逮捕の際の注意）】、【警察官職務執行法第二条（質問）】、【警察官職務執行法第五条（犯罪の予防及び制止）】などは　すべて　警察官の職権濫用・暴行陵虐行為を禁止された。

【甲４の５】【甲４の６】

### なぜ　誤認逮捕のケースは多発？

朝日新聞の２０２２年０３月21日ニュース「警視庁、ベトナム人男性を誤認逮捕　暴行容疑、防犯カメラ確認せず」

注目される内容は

「男性は当初から否認していたが、署は防犯カメラの映像を確認するなどの捜査はしなかったという。」

【甲４の９】

## 法務省東京法務局人権擁護部（事件１：関連事件）

### 不受理の合法性

【人権侵犯調査規程第２条（事件の調査及び処理の目的）】により　人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする、まず　人権侵犯の事実の有無を確かめる。その結果に基づき，事案に応じた適切な【人権侵犯調査規程第１４条（人権侵犯の事実が認められる場合の措置）】（要請、説示、勧告、通告、告発）を講ずる。

今回　何も調査しなくて　当面　口頭で　直接　「不受理」を答えた。

今回申告のケースは　全て　公務員の職務執行に伴う人権侵犯事件だ、【人権侵犯調査規程第２２条（特別事件の開始報告）】により　遅滞なくて　人権擁護局長及び監督法務局長にその旨を遅滞なく報告しなければならない。

【録音2022/3/10】【甲５の１】【甲５の１】【甲５の３】

【人権侵犯調査細則第２条（事件に関する帳簿の備付け）】により　事件簿で　被害の申告を管理する。

【人権侵犯調査細則第７条（救済手続の開始）】により　被害の申告があったときは，速やかにこれを事件簿に登載して，救済手続を開始しなければならない。

【人権相談規程第６条（人権相談票）】人権相談を取り扱ったときは，法務省人権擁護局長（以下「人権擁護局長」という。） の定める様式による人権相談票を作成し， 相談の内容，回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない。

【人権相談規程第８条（官公署等への通報）】

【人権相談規程第１１条（人権相談票の送付）】により　人権擁護委員は，人権相談を処理したときは，遅滞なく人権相談票を管轄法務局長又は地方法務局長に送付しなければならない。

### 不作為・虚偽告訴の動機

**動機　、部長**

【**刑法第百七十二条（虚偽告訴等）**】

【甲４の７】

## 東京都四谷警察署（事件１：関連事件）

【甲４の７】と通り　被告は　四谷警察署警察官に　１１時間以上取調べられた。東京地方裁判所の【甲４の８】判例により　5時間の取り調べは「社会通念上、任意捜査として許される限度を超えている」と違法性を認める。

四谷警察署警察官の動機はなんだか？

【甲４の７】【甲４の８】

## 法務省人事課（事件１：関連事件）

### 職権濫用

不作為**動機**

【法務省通報規則第３条（法務省公益通報総括責任者）】は大臣官房長とする。総括責任者は， 法務省における公益通報等の対応， 公益通報等の通報者及び

相談者の保護， 並びにその運用及び推進について， これを総括して監督するとともに， 次に掲げる事項を掌理する。

【甲６の６】

【法務省通報規則第８条（法務本省公益通報窓口）】は大臣官房人事課長とする。法務本省内部通報・準内部通報対応経過把握票（ 様式第２ 号） の作成に関すること

【甲６の５】

【法務省通報規則第１２条（外部通報事務取扱責任者）】は　大臣官房秘書課長とする。外部通報・準外部通報対応経過把握票（ 様式第４ 号） の作成に関すること。

【甲６の１】【甲６の２】

【甲６の３】【甲６の４】

## 人事院（事件１：関連事件）

### 職権濫用

不作為**動機**

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第三条　職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の

一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならな

い。

２　職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならな

い。

３　職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や

不信を招くような行為をしてはならない。

【公務員論理規則第一条（倫理行動規準）】

一　職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一

部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

二　職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三　職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四　職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五　職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

【甲７の１】

## 国税庁城東東税務署の税金充当事件（事件２）

### 事件経緯

２０２１年5月、原告は　城東東税務署へ　納税猶予について　相談した。２０２１年5月２５日、国税納税の猶予許可通知書をもらった。

【甲９の１】

２０２２年４月５日、城東東税務署の国税還付金充当など通知書をもらった。

【甲９の２】

　　メモ：城東東税務署の国税還付金充当担当者　佐々木　聡

### 国税還付金充当の合法性

【国税徴収法第百五十三条（滞納処分の停止の要件等）】

一　滞納処分の執行及び租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助の要請による徴収（以下この項において「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がないとき。

二　滞納処分の執行等をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三　その所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明であるとき。

２　税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

３　税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

４　第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

５　第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

【**国税通則法第四十八条（納税の猶予の効果）**】

　税務署長等は、納税の猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

２　税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押さえた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

３　税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押さえた財産のうちに天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは国税徴収法第七十二条第一項（特許権等の差押手続）に規定する無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同法第二十四条第五項第二号（譲渡担保権者の物的納税責任）に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法第百二十九条第一項（配当の原則）に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

４　前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうちに金銭があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

【国税通則法第五十六条（還付）】

第五十六条　国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

２　国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその還付すべき還付金等について還付の引継ぎを受けることができる。

【**地方税法**】

【甲XのX】

## 江東区役所の自転車撤去事件（事件３）

### 事件経緯

２０２１年５月２５日午後2時半、一旦ドン・キホーテ亀戸へ行って買い物した。　自転車は　店舗前の歩道橋西側の段階下の一番奥に　駐輪した。この場所は　何時でも　行人に　邪魔しません。

けれども　一時間後　自転車は　失った。

翌日　確認した。泥棒は　江東区役所自転車撤去事業の業務委託会社【シンテイ警備】だった。

【甲１０の１】

江東区役所ホームページで区長にメールを送信した。２０２１年６月１０日返信した

【甲１０の２】【甲１０の３】

　　２０２１年６月２３日　保管自転車引取通知書を届いた。

【甲１０の４】

### 合法性

【憲法第二十九条】により財産権は、これを侵してはならない。

【甲１０の５】

【民法第二百二条（本権の訴えとの関係）】により　放置自転車等の排除を自転車等の所有者に請求することができる、しかし，無断で処分することは，法律上禁止される。

【民法第百九十三条（盗品又は遺失物の回復）】により占有離脱物であるが，元の所有者の所有権は失われない。被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

そこで，所有権を明示又は黙示に放棄してもらうことによって，処分ができるようにする必要がある。

したがって、【刑法第二百五十四条（遺失物等横領）】により　勝手に処分すれば占有離脱物横領罪となる。

【刑法第二百二十三条（強要）】により　勝手に国民の自転車を撤去して　１台自転車４０００円費用を告知して脅迫し、強要罪となる。

残念！江東区は【江東区自転車条例】を制定されたら　勝手に区民の自転車を撤去し、処分するケースが頻発になった。実際、【江東区自転車条例】の一部内容は　【憲法】、【民法】、【刑法】など上位法に抵触した。

形式的効力の原理（上位法は下位法を破る）により憲法を頂点に次のような体系となっている。憲法→法律→政令→省令→条例（規則）上位法は下位法に優先し、上位法に違反する下位法は無効となる。

【甲１０の７】【甲１０の８】【甲１０の９】

ですから　江東区の自転車撤去・強要は　違法行為だと思う

### 利益者はだれ？

亀戸駅近い臨時駐輪場は　夕方　ほとんどいっぱいの状況になった。最近8年間　改善がほとんどなかった。

なぜ　江東区は　自転車撤去事業を運営しているか？

江東区と関連のシンテイ警備会社の財務を審査したら　ビジネスモデルを分析し、すぐ分かるだと思う。今まだ疑問だ。

区民の税金で　区民の資産を奪う、さらに費用を強要する事業は　止めろ！

【甲１０の６】

## 予想される争点及び争点に関連する重要な事実

### 日本人は　なぜ　信じられない？

最前線の従業員の十五秒間の接客態度が、企業の成功を左右する。その十五秒を“真実の瞬間”という。

【**ヤン・真実瞬間**】

憲法第十一条「人権は、侵すことのできない永久の権利だ。」

憲法第十四条「法の下に平等で差別されない」

### 政務

#### 日本の公務員は何時から　不作為になった？

#### ネクサステクノロジー株式会社

２０１６年

【甲２１の１】

【甲２１の１】

【甲２１の２】

【甲２１の３】

#### 入国管理の審査不足は　労働市場を混乱させた

#### 株式会社トレックス

【甲２３の１】

#### 未認可証の有料技能教育

#### 一般社団法人中日人工知能協会

【甲２７の１】

### 労働市場

#### ブラック企業グループは　日本の労働市場に　悪化させた

#### 一般社団法人華人IT企業信用協会

【甲１１の１】

**動機**

#### 株式会社多言語システム研究所

【甲１２の１】

ホームページ：https://e-msr.co.jp/

#### 株式会社天時情報システム

【甲１３の１】

#### 株式会社ステッピングストーンズ

【甲１４の１】

#### スマカン株式会社（旧会社名：株式会社日進サイエンティア）

【甲１５の１】

#### NeoX株式会社

【甲１６の１】

#### 株式会社　スカイテック

【甲１７の１】

#### 株式会社NAP

【甲１８の１】

#### 株式会社東来

【甲１９の１】

#### ベリーベスト法律事務所

【甲２０の１】

#### 試用期間のリストラ・契約社員は　優秀な人材を外国に流出させた

#### グローブネット株式会社

【甲２６の１】

#### 転職エージェントの詐欺

#### 株式会社レバレッジ

【甲XのX】

（予備、証拠準備中）

#### 株式会社リクルート

【甲XのX】

（予備、証拠準備中）

#### 他多数

【甲XのX】

（予備、証拠準備中）

### 業界

#### 多重派遣・偽装請負・多重下請けは　IT業界の信用を崩壊させた

#### 株式会社　穎光社

【甲２４の１】

#### イーテクノロジー株式会社

【甲２５の１】

#### 日本大手IT企業は　ビジネス詐欺企業とビジネスパートナーになった

#### アイテックジャパン株式会社

【甲２２の１】

# 結論

上記のとおりであるから、公務員職権濫用の処分決定は，すべて　取消を請求する。日本国は　本訴状証拠の各通報により　きちんと調査して　刑法に抵触する事件を書類送検・刑罰し　政務改善を請求する。

# 附属書類

１　訴状副本 １通

２　証拠説明書 １通

３　甲号証（写し） 各１通